

金沢右京亮とは何者か

—弘前藩津軽家祖先伝承から東北の室町時代史を復元する—

2020年12月6日

若松 啓文

はじめに 金沢右京亮とは何者か —弘前藩津軽家祖先伝承にみえる金沢右京亮—

「金沢右京亮」とは何者か。

結論から言えば、「金沢右京亮」とは、近世弘前藩津軽家の先祖に位置付けられる、室町時代中頃、出羽国山北金沢を治めていた三戸南部氏当主の子息、である。

では何故そのように言えるのか。

津軽家では次のような祖先伝承をもっている。

津軽家は南部家の末裔で、かつて南部家当主には三人の男子がおり、二男彦五郎を上ノ久慈、三男彦六郎を下ノ久慈にそれぞれ配置した。①当主は長男・二男・三男を同道して上洛し、公方様からそれぞれ大膳大夫・左京亮・右京亮の官途を授与され、屋形称号も免許された。②当時南部家は下国安藤家との合戦に勝利して秋田・山北・津軽を切り取り、秋田は二男左京亮、山北は三男右京亮が領主となった。③しかし、旧領主の家臣らによる一揆が同時に勃発し、秋田は無傷で撤退できたものの、山北は三男右京亮はじめ一族重臣が悉く自害する事態となった。そのなかで大曲に所領を得ていた三男右京亮家臣、大曲和泉守甚四郎は三男右京亮の三歳の嫡男を何とか救出し、この遺孤を連れて雫石越えて南部家に戻った。三男の遺孤は南部家当主の下で養育され、成人の後に父三男右京亮の本領下ノ久慈を拝領し、のちに右京亮となり、最終的に信濃守となった。この右京亮の嫡男が津軽に初めて入部した大浦光信なのだ、と。

この津軽家祖先伝承は寛永年間（1624～1644）頃に作成された最古級のもので、津軽家家臣の高屋豊前守浄久が筆記した「津軽屋形様御先祖ヨリ之覚」（『青森県史』資料編中世2・1344、以下、『青資中』2・1344と表記）「津軽之屋形様御先祖之覚」（『青資中』2・1345）である。筆者高屋浄久は右京亮の嫡男を金沢から救出した大曲和泉守甚四郎の末裔であるという。この祖先伝承は、のちに弘前藩の官選史書『津軽一統志』附巻（『青資中』3・1757）に「津軽屋形様御先祖ヨリ之覚」は後半部分のみ、「津軽之屋形様御先祖之覚」は全文採録され、転写され流布した。

しかし、これはあくまで記録（二次史料）でしかなく、歴史的事実と認めるには同時代史料や戦国時代の記録などでの裏付けが必要だが、津軽家は藩祖津軽為信より前の時代の文書（同時代史料）・記録を伝えていないため、近代以降の文献史学は「祖先伝承」の域を出ないものとみなし、歴史的事実として十分に分析してこなかった。

ところで、津軽家の本家とされる肝心の盛岡藩南部家では津軽家祖先伝承が伝わっているのかどうか。実は盛岡藩南部家にも「津軽屋形様御先祖ヨリ之覚」と同様な祖先伝承が残されていた。

盛岡藩の事業として作成された盛岡藩主南部氏一族・家臣団の系譜集成『系胤譜考』(1744年頃成立)には、陸奥国久慈郡(岩手県久慈市)を拠点とした久慈氏の末裔である摂待氏の家系図「摂待家系図」(『青中資』3・1573)が採録されている。そこでは、久慈氏は南部三郎光行の弟小笠原四郎光清に始まり、中興の祖は三戸南部氏19代当主助政二男の信実で、その孫政継は三戸南部氏当主の命により出羽国平鹿郡大曲郡代となり、堺戦(境界争いの意か)の時に討死した。その子治継は大曲で出生し、父政継が討死した時、久慈修験の南光坊と家臣戸鎖氏に救出され本領久慈へ戻り、成長して家を継いだ、とする。

津軽家の情報と比較すると細部で違いはあるものの、どちらも大筋では、久慈氏は三戸南部氏当主子息の家系で、当主の命令で出羽国山北の所領を治めていたが、戦闘によって討死し、幼少の子息だけは糠部に逃れ、成長したのちに久慈の領主となった、と主張されている。

この祖先伝承が『系胤譜考』に採録されたのは、盛岡藩が否定できない、認めざるを得ない内容であったためとみられるが、盛岡藩南部家も南部信直時代の天正14年(1586)より前の文書・記録を伝えていないために、この摂待家の祖先伝承が歴史的事実であるかどうかを確認することができない。

弘前藩でも盛岡藩でも認めていた出羽国山北にまつわる祖先伝承は、歴史的事実としてどこまで信用できるのか。これらの情報を中世史の中で逐一詳細に検討していくと、伝承として一蹴できない事実が立ち現われ、大筋で歴史的事実と評価できることになった(若松・齊藤2005)。

これらの問題を解く鍵は、ふたつの南部、室町の秩序、京都御扶持衆、遠隔地所領、の4つである。

1. ふたつの南部

そもそも、南部氏は甲斐国巨摩郡南部郷(現山梨県南巨摩郡南部町)を名字の地とする甲斐源氏一族の鎌倉御家人で、始祖南部三郎光行および子孫たちは鎌倉幕府の正史『吾妻鏡』に活動を記録される。甲斐南部氏は甲斐源氏の中では庶流だったが、鎌倉時代後期には北条得宗の御内人長崎氏と姻戚関係を持つまでに成長した。

その甲斐南部氏が陸奥国糠部と関わりを持つのは、鎌倉時代後期ごろとみられている。

陸奥国糠部(一戸～九戸、東西南北門、宇曾利郷など)は鎌倉時代初期以来、北条氏領だったが、北条氏領の所領経営は、北条氏の家臣となった諸氏が郡内の郷村の地頭の代官(地頭代)やさらにその代官(給主)となり、現地へ下向して実務にあたるのが基本だった。実際に地頭代や給主が現地へ下向して定着するようになるのは、鎌倉時代後期以降と見られている。甲斐南部氏も時代の流れに乗って陸奥国糠部へ下向したものと考えられている。

同時代史料で甲斐南部氏と糠部の関係を確認できるのは、南部師行・政長兄弟からであり(「南部時長・師行・政長陳状案」(『青資中』1・29)、元弘3年(1333)当時、南部政長が陸奥国から馳せ参じて反乱軍に加わったことがわかる。師行・政長兄弟は所領相論で御内人の姻族となった従兄と対立していたために、鎌倉幕府滅亡の際は建武政権側に着いたと見

られている（齊藤 2004、七海 2018）。

鎌倉幕府が滅亡し、建武政権となった際、陸奥国支配は多賀国府へ下向した北畠顕家のもとで、支配機構を整えて政策が実施された（奥州小幕府体制）。その中で南部師行は糠部郡奉行に任じられ、隣接する諸郡も含めて活動し、抵抗する旧幕府勢力を駆逐した。北畠顕家が延元2年（1337）8月、足利尊氏追討のために二度目の西上をした際（第二次足利方追討遠征）、南部師行も軍勢を率いて参加したが、翌年5月、和泉国石津（大阪府堺市）での合戦において、北畠顕家とともに討死したという。

師行死後は糠部に残された弟政長が南部家惣領となったと見られており、政長は八戸根城を拠点として顕家弟の北畠顕信の指示のもとに、南朝方として転戦する。その後、正平6年（1351）頃になると、政長子息（当時の当主は信光）とは異なる南部信濃守が北畠顕信のもとで活動し台頭してくる。この南部信濃守は、師行の子息か、師行・政長の弟か、あるいは親族か、と見られており、三戸を拠点にして実力を付け、政長子息にかわり惣領の座についた、と考えられている（齊藤 2004、齊藤 2019）。

ここに、陸奥国糠部の内に、三戸（青森県三戸郡南部町聖寿寺）を拠点とした三戸南部氏と、八戸根城（青森県八戸市根城）を拠点とした八戸南部氏の二氏が並び立つ「ふたつの南部」体制が固まる、と見られている。三戸南部氏は軍事力・経済力でも、家格でも、常に八戸南部氏より上の存在となったが、八戸氏が完全に三戸氏の家臣に組み込まれることはなく、近世盛岡藩になるまで、大名としての家格を維持し続けた（齊藤 2004、柳原 2018）。

この三戸南部氏が相伝文書群を現代まで伝えられれば様々な分析できただろうが、三戸南部氏が家督継承を円滑に行えなかったために、前述したように天正14年（1586）より前の文書を伝えることができなかった。

これと対照的に、八戸南部氏は多くの文書を現代まで伝え、現在のご当主南部光徹氏の名前を冠し、南部光徹氏所蔵遠野南部家文書として、国指定重要文化財となっている。三戸南部氏の歴史を考える際は、この八戸南部氏の文書を参考にしなければならない。

2. 奥羽両国の室町的秩序

鎌倉幕府滅亡以来、一貫して南朝方として活動していた三戸南部氏・八戸南部氏だが、室町幕府による南北朝合一（1392年）によって、両氏とも室町幕府体制下に組み込まれることになる。

室町幕府は東国支配の拠点として鎌倉府を置いていたが、南北朝合一によって鎌倉府の管轄地域（常陸・上野・下野・上総・下総・武蔵・相模・安房・甲斐・伊豆）に、陸奥出羽両国を加えることとし（奥羽併管）、奥羽両国の武士が鎌倉府の指揮下に入ることになる。

この後、鎌倉府が南奥支配強化のために稲村公方（現福島県須賀川市）・篠川公方（現福島県郡山市）が置かれたものの（両公方とも15世紀中頃までに廃絶）、基本的な奥羽両国の支配秩序は、陸奥国は奥州探題、出羽国は羽州探題が頂点となり、その下に数郡を管轄する国人（在地領主）たち、さらにそれに従う、あるいは独立した国人たち、という階層構造

となった。

これら探題・国人たちはそれぞれに尊称をもって呼ばれた。奥州探題の大崎斯波氏、羽州探題の最上斯波氏がともに足利氏一門だったため、特別に「御所」号をもって呼ばれ、それぞれ「大崎御所」「山形御所」と称された。これに斯波氏の名の地である陸奥国志和郡の高水寺（岩手県紫波郡紫波町）に依拠する高水寺斯波氏も「奥斯波御所」と称された。戦国時代後半になるが、これに陸奥国津軽浪岡に北畠親房の末裔とされる浪岡北畠氏が「浪岡御所」と称されて加わる。

数郡を管轄する国人は「屋形」号をもって呼ばれた。室町時代の守護大名は通常「屋形」号をもって呼ばれたが、奥羽両国は鎌倉時代以来、室町時代も守護不設置だったため、奥羽両国の「屋形」号は他国での守護と同等の地位等を有していたと見られている（白根 2015、柳原 2018）。

「御所」号も「屋形」号も自称ではなく、室町幕府から認められなければ使用されない称号だった。陸奥国の「屋形」は、北から三戸南部氏、葛西氏、伊達氏、相馬氏、蘆名氏、白河氏、岩城氏。これにおそらく津軽安藤氏が加わる。このほかに、八戸南部氏が「屋形」に準ずる家格に位置付けられていたと考えられている。出羽国の「屋形」は北から、湊安藤氏、小野寺氏、大宝寺氏だったとみられている。

こうした支配秩序（室町的秩序と呼ばれる）は家格として固定され、書状を遣り取りする際の礼式、書札礼に反映されて、厳格に運用された。この書札礼の運用のために多くの文例集が作成され、その中に奥羽両国の「御所」「屋形」や国人が少なからず書き留められている。三戸南部氏も「南部大膳大夫」（『御内書案（伊勢加賀守貞満筆記）』『青資中』3・1748）、「南部修理大夫」（『奥州余日記録』（『仙台市史』資料編1・古代中世、III中世家わけ文書 2余目家文書 16。『和簡礼経』（『青資中』3・1752））と記録されていることは貴重である。

3. 京都御扶持衆と遠隔地所領

室町幕府は鎌倉府に奥羽併管させたものの、15世紀に入ると、鎌倉府管轄下の有力国人を幕府と直接に通交する施策をとる。それが「京都御扶持衆」である。「京都御扶持衆」は京都＝室町将軍から御扶持＝所領などを安堵される人々で、奥羽両国、北関東に確認できる。彼らは幕府への情報通報や馬・金などの貢納を求められ、その反対給付として幕府から京都市中や遠方の所領、上洛経路上の所領など（「遠隔地所領」）を安堵された、とみられている。時には叙位・任官のために、「京都御扶持衆」の当主自身が莫大な経費をかけて上洛することもあった（遠藤 1988）。



図1 室町時代奥羽両国の御所・屋形

奥羽両国では、「御所」「屋形」号をもって呼ばれた家が「京都御扶持衆」となり、当主の上洛としては、伊達氏では伊達成宗の文明15年10月の上洛（「伊達成宗上洛日記写」『伊達家文書』47）、三戸南部氏では時代が下がるものの南部晴政の天文8年7月の上洛（『大館常興日記』『青資中』3・1743）などが知られている。

「遠隔地所領」の実例としては、陸奥国では、奥州探題大崎氏が「若狭国倉見荘」（前掲『奥州余目記録』）、伊達氏は「美濃国きんたんし・若木・吉家、越後梶原わたり半分」（前掲『奥州余目記録』）、白河結城氏は「越後国蒲原津」（『東京大学白川文書』『白河市史』五、中世文書I・499）と「京都大炊御門万里小路屋地」（『国学院大学白河結城文書』『白河市史』五、中世文書I・500）、出羽国では小野寺氏が「丹後国倉橋郷」（『久我家文書』『横手市史』史料編、古代中世、中世編年史料44）、が確認される（遠藤1988）。

先に見た「屋形」に準じた存在の八戸南部氏も準「京都御扶持衆」待遇だったと見られている。八戸南部氏相伝文書中に「南部政光置文」（応永26年8月6日付『青資中』1・57）がある。これは南部政光（法名聖守）が早世した兄信光から預かった本家の所領を、兄信光の嫡男光経に返還する旨を記した文書で、そこには、本領八戸以外に「岩手之たいらたて、山北之長野・淀河、へいのいゝおか」が記され、それぞれ陸奥国岩手郡平館（岩手県八幡平市平館）、出羽国山北長野（秋田県大仙市長野）、出羽国山北淀川（秋田県大仙市淀川）、陸奥国閉伊郡飯岡（岩手県下閉伊郡山田町飯岡）にあたり、交通の要衝にあたる平館・長野・淀川は上洛経路上の所領と考えられている（齊藤2004、齊藤2019）。

4. 津軽家祖先伝承と歴史的事実との比較 その1

ここで、津軽家の祖先伝承「津軽屋形様御先祖ヨリ之覚」に戻って考えてみたい。

①南部氏当主が子息三人を連れて上洛し、官途を申請し、「屋形」称号を免許された、ということは、まさに室町的秩序のなかの「屋形」、「京都御扶持衆」が行ってきたことであり、歴史的事実を反映しているといえる。

②下国安藤氏との合戦に勝利して秋田・山北・津軽を切り取り、とうことは、津軽地方については、永享4年（1432）（『満濟准后日記』永享4年10月21日条、『青資中』3・1725）と嘉吉3年（1443）12月（「松前年代記」嘉吉3年条、『青資中』3・1578）の二度にわたり三戸南部氏の南部義政が津軽地方へ侵攻して、津軽安藤氏を夷島（北海道松前）に没落させ、以後同地方を実効支配することを指していると思われる。秋田については、南部守行が湊安藤鹿季と刈和野（秋田県大仙市）で合戦したと記す編纂物があるが（「聞老遺事一」『横手市史』



図2 八戸南部氏・三戸南部氏の遠隔地所領

史料編 古代中世 編年史料 52、「南部世譜附録」前掲『横手市史』中世編年史料 53)、これらは近世後期、明治期の情報であり、他に検証可能な史料もなく、未詳とせざるを得ない。

山北については、「京都御扶持衆」にともなう遠隔地所領だったのではないかと推測されている。準「京都御扶持衆」とみられる八戸南部氏が遠隔地所領を保有していたことは「南部政光置文」で見たが、当然「京都御扶持衆」である三戸南部氏も同様に、三戸から日本海側へ抜ける上洛経路上の遠隔地所領があったはずであり、それが「山北金沢」「山北大曲」にあたるのではないかと推測されている。これで陸奥国糠部の三戸南部氏と出羽国山北金沢・大曲がつながることになる(若松・齊藤 2005、齊藤 2019)。

5. 津軽家祖先伝承と歴史的事実との比較 その2

さて、残った③旧領主の家臣らによる一揆が同時に勃発し、秋田は無傷で撤退できたものの、山北は三男右京亮はじめ一族重臣が悉く自害する事態となった、ということが歴史的事実だったのか。

室町時代に、三戸南部氏と小野寺氏が戦闘状態になったという京都での記録がある。

室町幕府の中枢にいた政所代蜷川親元の日記『蜷川親元日記』寛正6年(1465)4月13日条(『青資中』3・1727)で、幕府から「公方召之御馬」(将軍所望の馬)を7～8月までに進上するように、奥州探題大崎氏のほか「南部殿」「南部伊予守殿」「白川修理大夫殿」「大寶寺出羽守殿」に命じられた。彼らは先に見た陸奥国の「御所」と、奥羽両国の「屋形」たちである。「南部殿」「南部伊予守殿」は三戸南部氏と八戸南部氏か、と見られているが、八戸南部氏に「伊予守」に任じられた人間は確認できない。

この命令に従って三戸南部氏が馬を進上した際、「小野寺方依弓矢無通路」=小野寺氏に攻撃されて馬進上の通路が塞がれる事態となり(『蜷川親元日記』同年8月24日条)、その收拾ために大寶寺出羽守淳氏へ馬進上の道中警固を命じ、南部右馬頭(三戸南部氏か)へは1～2頭でもよいので馬を進上するように改めて命じた。その後、大寶寺出羽守淳氏から4月に進上を命じられた馬が一頭だけ京都へ到着したが、三戸南部氏と小野寺氏の「依確執無通路之旨」は聞くことができなかったという(『蜷川親元日記』同年9月2日条)(白根 2015、柳原 2018)。

「弓矢」という表現は、南部義政が津軽地方に侵攻した際にも(前掲(『満濟准后日記』永享4年10月21日条)、「奥ノ下国与南部弓矢事」と記されるので、寛正6年の場合も、単に通路を塞いで通交を妨害したのではなく、大規模戦闘、合戦に発展したとみてよいだろう。三戸南部氏と小野寺氏が合戦になったことは、小野寺氏が一方的に攻撃したのか、三戸南部氏が小野寺氏へ挑発行為をしたのか、詳細な情報がなく未詳としか言えない。しかしながら、三戸南部氏が津軽安藤氏支配下の津軽地方へ二度も侵攻したことを考えると、山北金沢・大曲を拠点として周辺に影響力を及ぼそうと動いた可能性があったのかもしれない。

実はこの寛正6年の事件は、弘前藩津軽家、盛岡藩南部家だけではなく、近世期の小野寺氏末裔にも記録が残されていた。

小野寺氏は慶長6年(1601)に改易され石見国召置となったが、その末裔が作成した「小野寺家系図」(『横手市史叢書11』史料編補遺2、一 小野寺文書6)が伝存する。そこには、長禄2年(1458)に小野寺泰道と秋田泰頼が南部三郎の指揮下に組み入れられたが、寛正6年4月から応仁2年(1468)6月まで4年間南部三郎と合戦して打ち勝った、と記す。秋田泰頼が誰を指すかは未詳なもの、小野寺氏が三戸南部氏と寛正6年4月から合戦した、ということは、まさに『蜷川親元日記』の記事と一致する。小野寺氏にとっても、この寛正6年の事件は重要な出来事として受け止められ、長く語り継がれ、記録されたものとみられる(齊藤・若松2005)。

ところで、山北金沢の合戦が一度きりだったのか、複数年に及ぶ戦闘だったのかは未詳である。また、三戸南部氏が山北金沢から完全に撤退したのか、細々とでも所領を維持できたのか、これもまた未詳であるが、「石郷岡氏景書状」(六郷政乗宛(天正10年カ)2月15日付『青資中』2・1120)には下国安藤氏から離反した同家重臣の南部縫殿助(織田信長へ派遣されたこともある。三戸南部氏・八戸南部氏との関係は未詳)が出羽国由利郡赤宇曾口から山北金沢を目指して逃亡したと記されている。戦国末期にいたっても三戸南部氏が山北金沢と何かしらの関係を保っていたため、南部縫殿助が逃亡先に選んだのかもしれない。

以上みてきたように、祖先伝承「津軽屋形様御先祖之覚」の③の出来事も、寛正6年の事件、歴史的事実とみて間違いはないだろう。近世以降に津軽家、南部家、小野寺家の3つの家でほぼ同内容の祖先伝承を書き継いできたことは、この事件が三家にとって重要な特筆すべき歴史的事実だったためと考えられる。

最後に残された、山北金沢に配置された人物が三戸南部氏当主の三男であったかどうか、という点である。「遠隔地所領」の参考にした八戸南部氏には、山北長野・淀河に当主の兄弟や子息を派遣したという同時代史料も記録もなく、実態は未詳である。三戸南部氏の場合は、「遠隔地所領」の支配強化のため、あるいは家督争いの未然防止等々の目的もあったかもしれないが、いずれにしても当主子息を派遣していた、と捉えておきたい。

おわりに 金沢右京亮とは何者か

「京都御扶持衆」三戸南部氏が、遠隔地所領の山北金沢・大曲を経営させるために送り込んだ当主子息、それが金沢右京亮だった。しかしながら、その経営が地元の「京都御扶持衆」小野寺氏との軋轢を生み、室町将軍への馬進上の際に合戦に発展し、金沢右京亮は自害した。その遺孤は大曲和泉守に救出されて成長し、父金沢右京亮の本領だった陸奥国下之久慈の領主となり、久慈右京亮となった。その子息は光信を名乗り、津軽地方へ進出し、のちの津軽家の礎を築いた。

金沢右京亮が自害した山北金沢の事件は、弘前藩津軽家、盛岡藩南部家、石見国に移った小野寺家、それぞれの子孫に祖先伝承として記録された。これらを断片的な中世史料と繋ぎ合わせて分析することで、祖先伝承が歴史的事実を反映していることがわかり、室町時代のダイナミックな人の流れをよみがえらせ、我々に新たな中世史像を提供してくれる。

<参考文献>

- 遠藤 巖 1988「京都御扶持衆小野寺氏」(『日本歴史』485)
- 齊藤利男 2004「『八戸(遠野)南部家文書』解題」(『青森県史』資料編中世1 南部氏関係資料所収)
- 齊藤利男 2019「三戸南部氏の成立・展開と聖寿寺館(三戸御館)」(『「武家拠点科研」青森・南部研究集会
東北地方北部における武家拠点の形成と変容～聖寿寺館を中心に～』所収)
- 白根靖大 2015「六 東北の国人たち」(『東北の中世史3 室町幕府と東北の国人』吉川弘文館、白根靖大編)
- 白根靖大 2018「第八章 第二節 北奥の南北朝動乱」(『青森県史』通史編1 原始古代中世、青森県)
- 七海雅人 2018「第八章 第一節 建武政権と奥羽両国」(『青森県史』通史編1 原始古代中世、青森県)
- 柳原敏昭 2018「第九章 第一節 室町時代の北奥」(『青森県史』通史編1 原始古代中世、青森県)
- 若松啓文・齊藤利男 2005「津軽氏関係資料解題」(『青森県史』資料編中世2 安藤氏・津軽氏関係資料所
収)
- 青森県 2004『青森県史』資料編 中世1 南部氏関係資料
- 青森県 2005『青森県史』資料編 中世2 安藤氏・津軽氏関係資料
- 青森県 2012『青森県史』資料編 中世3 北奥関係資料
- 白河市 1991『白河市史』第五卷 資料編 2 古代・中世
- 仙台市 1995『仙台市史』資料編1 古代中世
- 横手市 2006『横手市史』史料編 古代・中世
- 横手市 2009『横手市史叢書11』史料編中世 補遺2